

外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた

第一次提言

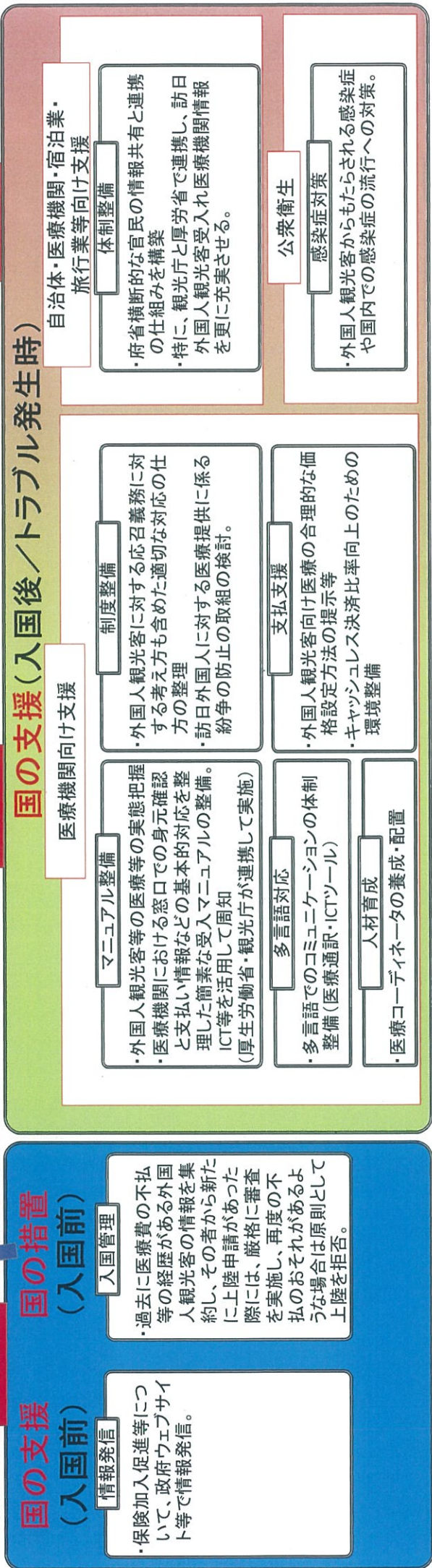
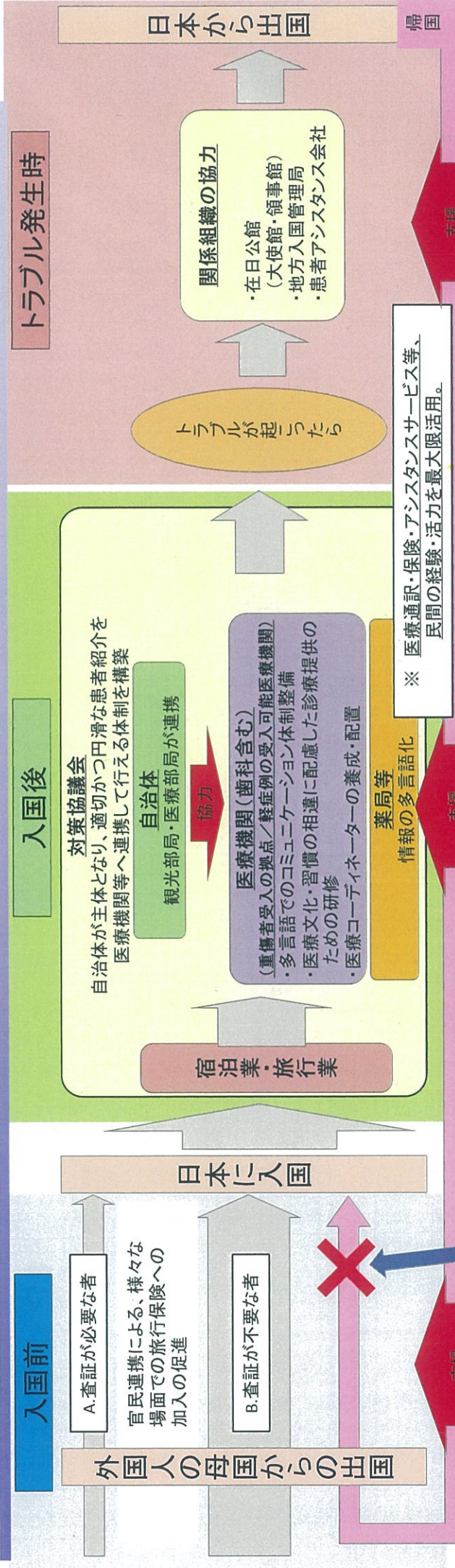
-Promoting Healthcare Safety-net For Foreign Tourists
(PHS-FT)-

自由民主党政務調査会

外国人観光客に対する医療PT

外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言（概要） Promoting Healthcare Safety-net For Foreign Tourists (PHS-FT)

自民党政調
外国人観光客に対する医療PT



主な取組

外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言のポイント

Promoting Healthcare Safety-net For Foreign Tourists (PHS-FT)

平成 30 年 4 月 27 日
自由民主党政務調査会
外国人観光客に対する医療 P T

- 我が国は、観光立国を目指し、訪日外国人観光客数の増加に取り組んでおり、近年、外国人観光客が急激に増加。それに伴い、医療機関等を受診する外国人観光客も増加し、医療機関等、宿泊等の現場において、言語、文化・習慣の相違等に起因する課題が生じている。
- そのため、外国人観光客自身の適切な費用負担を前提に、予期せぬ急病やケガの際、不安を感じることなく、医療等の提供を受けられ、安全に帰国することができる仕組みが必要である。
- 外国人観光客の誘致は、自治体が大きな役割を果たしてきており、外国人観光客が円滑に医療を受診できる体制の整備に関しても、自治体が地域の医療機関等の協力を得つつ、既存の民間事業者（医療通訳、患者アシスタンスサービス等）を積極的に活用しながら、主導的に行う必要がある。国は、自治体や医療機関を適切に支援することが重要である。
- 自由民主党としては、自治体を中心にした外国人観光客の予期せぬ急病やケガに係るセーフティネットの構築は、日本が真の観光立国を目指す上で不可欠との観点から、以下を提言する。政府においては、IRを巡る動向も注視しつつ、国際観光旅客税等を充当することを視野に入れ、骨太の方針への記載も含め、予算措置等の積極的な対応が行われるよう要望する。

1. 宿泊業・旅行業・医療機関等(歯科・薬局等を含む)の外国人観光客対応能力の向上支援

(1)外国人観光客を医療機関へつなく協力体制整備（関係者による対策協議会の設置等）

(2)薬局等における対応力の向上

(3)医療機関等における対応力の向上

- 窓口における対応力の向上（基本的対応を整理した簡素な受入マニュアル）
- 外国人観光客の受入の拠点となる医療機関の選定
- 医療コーディネーターの養成・医療関係者等の研修強化
- 医療通訳の評価体制の構築、多言語・希少言語への対応の体制整備
- 外国人観光客への価格設定と円滑な支払い
- 外国人観光客への応召義務についての整理
- 医療紛争の防止
- 外国人観光客等の医療等の実態調査

2. 旅行保険への加入の勧奨等

(1)民間旅行保険への加入促進に向けた連携強化

(2)医療費未払い等における上陸申請における対応

3 外国人観光客増加に伴う感染症対策の強化

※以上の具体的な対策ごとに、2020年度までの具体的な年限を区切って推進。

外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言
Promoting Healthcare Safety-net For Foreign Tourists (PHS-FT)

平成 30 年 4 月 27 日
自由民主党政務調査会
外国人観光客に対する医療 P T

政府は、2020 年 4,000 万人、2030 年 6,000 万人の訪日外国人観光客数達成の目標を掲げている。医療機関等（歯科・薬局等を含む）を受診する外国人観光客も増加傾向にあり、医療機関等はもとより、宿泊業・旅行業・救急搬送等の関連する現場において、言語、文化、支払慣習の相違等に起因して多くの課題が生じはじめている。

そのため、急病やケガの際、外国人観光客自身の適切な費用負担を前提に、不安を感じることなく、医療までつなぎ、適切な医療を受け、かつ帰国の途に就くまでの体制の整備が必要である。

外国人観光客の誘致は、自治体が大きな役割を果たしてきているところ、円滑に医療を受診できる体制の整備に関しても、自治体が地域の医療機関等の協力を得つつ、主導的に行う必要がある。国は、こうした視点から主体的な自治体や、受け手となる医療機関等を適切に支援する必要がある。

その際、民間事業者（医療通訳、保険、アシスタンスサービス等）が行っている既存の事業、サービス内容を積極的に活用することが観光立国を通じた民間活力促進の観点からも重要である。

自由民主党としては、自治体を中心にした、外国人観光客の予期せぬ急病やケガに係る医療のセーフティネットの構築が、日本が真に文化的な観光立国を目指す上で不可欠であるとの観点から以下を提言する。政府においては、IR を巡る動向も注視しつつ、国際観光旅客税等を充当することを視野に入れ、骨太の方針への記載も含め、予算措置等の積極的な対応が行われるよう要望する。

1 宿泊業・旅行業・医療機関等における外国人観光客対応能力の向上支援

外国人観光客が安心して医療を受けることができるよう、以下の措置により、宿泊業・旅行業・医療機関等（歯科・薬局等を含む）・地方公共団体（救急業務を含む）等の対応能力の向上を支援する。

【外国人観光客を医療機関等へつなぐ協力体制整備】

- 都道府県を基本とし、地域ごとに自治体を中心となり、多様化しつつある宿泊業や旅行業、医療機関等、地方公共団体（救急業務を含む）が会する対策協議会を設置し、適切かつ円滑な患者紹介を医療機関等へ連携して行える体制を整える。なお、都道府県に加え、地域の実情によっては、市町村単位での協議会の設置も可能とし、積極的な取り組みを図る。例えば、キャッシュレスの支払いに関して、あるいは災害時の対応を含めて、こうした協議会が医療機関等を支援することも検討すべきである。

国は、特に外国人観光客の受診が急増している地域等において、対策協議会の設置やそれに基づく地域横断的な仕組みを構築するモデル事業を2019年度中に開始する。その経験とノウハウに基づいて、2020年度中に全都道府県での協議会の設置・運営の支援を開始すべきである。また、地域レベルで対応できない課題に対して、府省横断的な官民の情報共有と連携の仕組みを構築し、一元的な支援を行うべきである。この際、在日公館、地方入国管理局及び患者アシスタンス会社等の関係組織と連携すべきである。

【外国人観光客受入れ医療機関情報の拡充と周知】

- 観光庁と厚生労働省で連携し、外国語診療が可能な、訪日外国人観光客受入れ医療機関情報が既に1255箇所が登録されているが、それを更に充実させ、外国人観光客、宿泊施設等に対して周知を行う。その際、情報は一元的に外国人観光客や関係者へ届くようICTを活用する。

【薬局等における外国人観光客対応力の向上】

- 一般用医薬品等の販売に際しては、厚生労働省は関係事業者等と協力し、薬局等において適切な受診勧奨がなされるよう周知を行うとともに、薬局等で多言語での情報を簡便に活用可能な仕組みやその活用に関するマニュアルの整備などを行うべきである。このような取組により、一般用医薬品等に関する多言語での情報提供を進め、観光庁とも協力し、外国人観光客、宿泊業、旅行業等に対して周知を行う。その際、情報は一元的に外国人観光客や関係者へ届くようICTを活用する。

【医療機関等の窓口における外国人観光客対応力の向上】

- 医療機関等における窓口での身元確認と支払い情報などの基本的対応の整理を厚生労働省が関係省庁と連携し行う。具体的には、パスポートの提示、クレジットカードの提示、医療費の前払いを含めた支払い方法の提示や治療等にかかる費用の見込み額の提示、医療訴訟や、診療にあたっての注意事項などの案内で、それらをまとめた簡素な受入マニュアルの整備・周知を行う。その際、厚生労働省は関係省庁と連携し、整理した基本的対応を、医療機関等のみならず、情報のレベル分けを行い、受診時の必要事項に関して宿泊業や旅行業などの関係者や外国人観光客にも一元的に届くようICTを活用する。例えば、クルーズ船などで上陸する船舶観光上陸許可の短期滞在の延長などに対し、旅行業と医療機関等と地方入国管理局などの連携も含む。
- 国は、2018年度中に、都道府県ごとに重症例を中心に外国人観光客受入の拠点となる医療機関等と、観光スポットなどがある地域で軽症例の受入が可能な医療機関等を選定するよう働きかけ、重点的に支援するべきである。予期せぬ急病やケガで入院となった外国人観光客が、適切なタイミングに、かつ安心して帰国に至ることができるよう、ビザやパスポートに関わる取扱いや、重症患者や遺体の搬送業務、債権回収などの業務は、民間活力を活かしながら、自治体と関係機

関の緊密な連携のもとに実施できるよう必要な支援を行う。また、本件に関するワンストップの対応を行うために、自治体に窓口を設ける。

【医療機関等における外国人観光客への研修強化】

- 外国人観光客受入れ医療機関等を整備した上で、医療文化・習慣の相違に配慮した診療提供のための研修を厚生労働省が観光庁等の関係省庁や自治体と連携して行う。具体的には、医療費の概算額の事前説明や宗教による慣習の違いなどを含む。また、厚生労働省は、地域の実情に応じて、重点病院等において活躍する外国人向け医療コーディネーターの養成と配置を進める。

【医療機関等における医療通訳・多言語対応の体制整備】

- 医療機関等における多言語でのコミュニケーションの体制整備を行う。外来や入院などの医療レベルに応じた通訳（電話通訳を含む）の育成・確保や、医療通訳の評価体制の構築、ICTの活用を推奨する。具体的には、2019年度中に、少なくとも地域の外国人観光客受入の拠点となる病院には必要なICTツールがインストールされたタブレット等が完備されるようにすべきである。また、医療通訳に関しては、都道府県や地域ブロックなどを単位とし活用することも望まれる。
- 希少言語については、国内に医療通訳のニーズも少なく、加えて、通訳者が少ないことから、民間事業者としては、運営整備が困難である。海外では、希少言語の医療通訳に関しては、政府が一元運営している事例もあることから、整備は全国単位で考えていくことを検討する。

【医療機関等における外国人観光客への価格設定と円滑な支払いについて】

- 厚生労働省は、自由診療である外国人観光客向けの医療に関し、2018年度中に、公正取引委員会との調整を含め、通訳等の付帯サービスの上乗せを含めた合理的な価格のあり方について検討し、医療機関等が外国人観光客に対しどの程度の医療費を請求すれば良いかを容易に判断できるようにすべきである。その上で、医療費の円滑な支払の確保のための研修と体制整備を行う。また、価格設定や収入要件について、社会医療法人等にかかる医療税制上の措置及び収入割合との整合性をとる。

【医療機関等のキャッシュレス社会の実現に向けて】

- 2019年度中に少なくとも地域の外国人観光客受入の拠点となる病院では100%キャッシュレス対応となるようにする。その他の医療機関等では、例えば、地域の協議会が医療機関等でのキャッシュレスの支払いを支援する等も検討し、医療機関等におけるキャッシュレス決済比率向上のための環境整備に取り組むべきである。また、医療機関等に限らず宿泊業等の外国人観光客を受け入れる他の業界と共通の課題であることから、経済産業省等の関係省庁、関係団体、事業者との緊密な連携を行い、有効な対策を講じる。

【医療機関等における外国人観光客への応召義務についての整理】

- 医師法等による応召義務は外国人観光客にも及ぶことを踏まえ、医療機関等の対応能力の向上を図りつつ、状況により重点的な医療機関等へつなぐことを含め、外国人観光客に対する応召義務に対する考え方や適切な対応の仕方を厚生労働省において整理し、医療機関等・宿泊業・旅行業・地方公共団体（救急業務を含む）等の関係者に周知をはかる。

【医療機関等における医療紛争の整理】

- 外国人観光客に対する医療提供に係る紛争の防止について、関係省庁間で国内外の法的な枠組みの整理等を行い、適切な取組を検討し、医療機関等、関係団体と連携し、情報を共有の上、対応していくこととする。また、未収金による医療機関等の被る損害を軽減するため、事前対策や回収努力を講じてもなお生じる未収金については、外国人観光客の医療等の実態調査の結果も踏まえ、民間事業者のサービスの活用も含め関係団体等と連携し、有効な対応を検討する必要がある。

【外国人観光客の医療等の実態調査】

- 各種取り組みが有効に機能するか評価することが重要であるが、現在大多数の自治体においては、外国人観光客の医療等の実態について調査、把握していないことから、厚生労働省と観光庁等の関係省庁が協力して2018年度中に、宿泊業、旅行業、医療機関等、地方公共団体（救急業務を含む）と連携し、医療等の実態の調査、把握も合わせて行う。その際、経済産業省と関係省庁が連携し、医療渡航の実態も併せて把握し、その健全な発展と本提言の取り組みについては、整合性を持って進める。

2 旅行保険への加入の勧奨等

訪日する外国人観光客の7割は何らかの民間旅行保険へ加入しているとのデータもあるが、約3割が民間旅行保険に加入しておらず、外国人観光客の総数の急激な増加を背景に、民間旅行保険への加入促進は大きな課題である。

【民間旅行保険への加入促進に向けた連携強化】

外国人観光客が、旅行中に予期せぬ急病やケガした場合でも、受診や医療費等の支払等に不安を感じることはないよう、官民が連携した様々な場面での旅行保険への加入の促進に向けた具体的取組を早急に強化する。具体的には関係省庁や旅行業等との連携により、入国前の加入促進は行うが、入国後に加入できる民間旅行保険についても十分に周知していく。

その際、外国人観光客への医療提供は自由診療の枠組みで行われ、医療費は高額になりうることから、予期せぬ急病やケガに備えて、補償額が十分な保険に加入する必要がある。その上で、キャッシュレスサービスや通訳サービスなど、外国人観光客と医療機関等の双方の不安・負担の緩和に資するサービスが附帯した保険への加入を特に強く推奨する。

【妊娠、出産に関連する緊急疾患等で医療を必要とする場合について】

民間旅行保険の組み立てのなかで、妊娠・出産に関連する緊急疾患等については、逆選択を排除する観点と予見可能性の観点から、現在は支払い対象から除外されている。このうち妊娠及び出産に関連する予期せぬ緊急疾患等については、近年の新生児医療等の発展により、在胎週数が浅い場合等の出生でも NICU への入院により救命ができる時代となった一方で、その医療費は高額になる場合もある。

これらは、以前はなかった状況であることから、今後、厚生労働省において、このような周産期医療における事例などについて、実態把握等の調査を行う。また、関係省庁においては、その調査結果を分析し、民間保険会社の商品開発の検討に必要な情報を提供しつつ、同時に必要であれば、国際的な医療機関・関係団体同士の連携を行うこととする。

【医療費未払い等における上陸申請における対応について】

過去に医療費の不払等の経歴がある外国人観光客の情報を集約し、その者から新たに上陸申請があった際には、厳格に審査を実施し、再度の不払のおそれがあるような場合は原則として上陸を拒否する。

3 外国人観光客増加に伴う感染症対策の強化

- 外国人観光客からもたらされる感染症や国内での感染症の流行は、公衆衛生学上も好ましくなく、また観光業全般にもキャンセルなどの悪影響を与えるものである。入国時に適切に検疫を実施し、水際での感染症予防を行うことは、国に一義的な責任があることを改めて確認するとともに、厚生労働省が関係省庁と連携し、感染予防、感染拡大防止の対策や知識の普及を、医療機関等のみならず、宿泊業・旅行業・飲食業その他のサービス業にも重点的に講じるべきである。また、国内での感染症の流行により、外国人観光客の帰国に伴い海外へ感染症を輸出することもあることから、国内の感染症対策を充実させ、ワクチンの提供体制やそれらの危機管理体制についても、対策を強化する。本年3月から4月にかけて沖縄県に来訪した外国人観光客により、都道府県を越えて広域的な麻しんの集団発生が起きるなど、対策は急務である。

以上を提言し、観光立国に資するため、外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けて、宿泊業・旅行業・医療機関等（歯科・薬局等を含む）・地方公共団体（救急業務を含む）の体制整備に関して、予算を含めた必要な措置を要望する。

以上